

平成 2 5 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 8 日 招 集
流 山 市

- 8 9 平成25年度流山市一般会計補正予算（第6号）
- 9 0 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 1 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 2 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 3 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 4 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 5 東葛中部地区総合開発事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 9 6 工事請負契約の締結について（市民総合体育館建設工事）
- 9 7 財産の取得の変更について（（仮称）鰯ヶ崎地区緑地用地）
- 9 8 平成25年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 9 平成25年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1 0 0 流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 1 流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 2 流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 3 指定管理者の指定について（流山市高齢者福祉センター森の倶楽部・流山市北部高齢者趣味の家・流山市東部高齢者趣味の家・流山市南部高齢者趣味の家）
- 1 0 4 指定管理者の指定について（江戸川台第2学童クラブ・江戸川台第3学童クラブ）
- 1 0 5 指定管理者の指定について（第2おおたかの森ルーム）
- 1 0 6 指定管理者の指定等について（おおぞら学童）
- 1 0 7 指定管理者の指定について（流山市体育施設）
- 1 0 8 指定管理者の指定について（流山市北部公民館）

- 1 0 9 指定管理者の指定について（流山市東部公民館）
- 1 1 0 平成 2 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 1 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 2 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 1 3 平成 2 5 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 1 4 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 1 5 東武野田線運河駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について
- 1 1 6 市道路線の認定について
- 1 1 7 市道路線の廃止について

- 2 1 専決処分の報告について
- 2 2 専決処分の報告について

議案第 90 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 統括的な市有財産の有効活用を推進することを目的として、
組織を改編するためである。

流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和４３年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号エを削る。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第 91 号

流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
流山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ること
により、安心・安全なまちづくりに寄与するためである。

流山市職員定数条例の一部を改正する条例

流山市職員定数条例（昭和４１年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「１８０人」を「１９０人」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第 92 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 一般職の職員の給料表を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	172,200	222,900
136,700	173,900	224,800
137,900	175,600	226,700
139,000	177,300	228,500
140,100	178,800	230,200
141,200	180,600	232,100
142,300	182,400	234,000
143,400	184,200	235,800
144,500	185,800	237,500
145,900	187,600	239,400
147,200	189,400	241,200
148,500	191,200	243,100
149,800	192,800	244,900
151,300	194,600	246,800
152,800	196,400	248,600
154,400	198,200	250,400
155,700	200,000	252,200
157,200	201,800	254,200
158,700	203,600	256,200
160,200	205,400	258,200

「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
137,200	174,200	224,600
138,300	175,900	226,500
139,600	177,600	228,400
140,700	179,300	230,100
141,800	180,800	231,700
142,900	182,600	233,500
144,000	184,400	235,300
145,100	186,200	236,900
146,200	187,800	238,500
147,700	189,600	240,300
149,000	191,400	242,000
150,300	193,200	243,800
151,600	194,800	245,500
153,100	196,600	247,300
154,600	198,400	248,900
156,300	200,200	250,500
157,600	202,000	252,200
159,100	203,800	254,200
160,600	205,500	256,200
162,100	207,300	258,200

161,600	207,000	260,100	を	163,500	208,900	260,100
164,300	208,900	262,000		166,300	210,800	262,000
166,900	210,800	263,900		168,900	212,700	263,900
169,500	212,700	265,700		171,500	214,600	265,700
172,200	214,600	267,700		174,200	216,500	267,700
173,900	216,500	269,600		175,900	218,300	269,600
175,600	218,400	271,500		177,600	220,100	271,500
177,300	220,300	273,400		179,300	221,900	273,400
178,800	222,000	275,300		180,800	223,500	275,300
180,600	223,900	277,200		182,600	225,300	277,200
182,400	225,800	279,100		184,400	227,100	279,100
184,200	227,700	281,000		186,200	228,900	281,000
185,800	229,300	282,700		187,800	230,400	282,700
187,300	231,100	284,600		189,300	232,100	284,600
188,800	232,800	286,500		190,800	233,700	286,500
190,300	234,600	288,400		192,300	235,400	288,400
191,600	236,100	290,100		193,600	236,800	290,100
192,900	237,600	291,900		194,900	238,200	291,900
194,200	239,100	293,700		196,200	239,600	293,700
195,500	240,600	295,500		197,500	241,000	295,500
196,900	242,100	297,400		198,900	242,400	297,400
198,200	243,600	299,100		200,200	243,800	299,100
199,500	245,100	300,800		201,500	245,200	300,800
200,800	246,700	302,500		202,800	246,800	302,500
202,000	248,000	304,200		204,000	248,000	304,200
203,300	249,600	305,900		205,200	249,600	305,900
204,600	251,200	307,600		206,500	251,200	307,600

205,900	252,800	309,300		207,800	252,800	309,300
207,100	254,200	310,600		209,000	254,200	310,600
208,200	255,600	312,200		210,000	255,600	312,200
209,300	257,000	313,800		211,000	257,000	313,800
210,400	258,400	315,400		212,000	258,400	315,400
211,600	259,700	317,100		213,100	259,700	317,100
212,600	261,100	318,700		214,000	261,100	318,700
213,600	262,500	320,300		214,900	262,500	320,300
214,600	263,900	321,900		215,800	263,900	321,900
215,400	265,200	323,400		216,500	265,200	323,400
216,400	266,400	324,600		217,400	266,400	324,600
217,300	267,700	325,800		218,200	267,700	325,800
218,300	269,000	327,000		219,100	269,000	327,000
219,200	270,100	327,800		219,900	270,100	327,800
220,200	271,400	328,700		220,800	271,400	328,700
221,200	272,700	329,500		221,700	272,700	329,500
222,200	274,000	330,300		222,600	274,000	330,300
223,000	275,200	331,200		223,300	275,200	331,200
224,000	276,300	331,700		224,200	276,300	331,700
225,000	277,400	332,500		225,100	277,400	332,500
226,100	278,500	333,300		226,200	278,500	333,300

」

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の流山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用す

る。

（平成 25 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成 25 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の流山市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 6 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 93 号

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び第5条の規定による任期付職員の採用に関し必要な事項を定めるためである。

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第7条第1項」を「（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第6条を第10条とし、第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）」を付し、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

第9条 給与条例第8条から第10条まで、第10条の3及び第18条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第4条を第7条とし、第3条中「前条」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とし、第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

（1）一定の期間内に終了することが見込まれる業務

（2）一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第3条の次に次の2条を加える。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号)第16条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し中「昇格」を「初任給、昇格」に改める。

第5条の2第2項中「前項」を「第3条及び前項」に、「同項の規定による」を「当該職員が短時間勤務職員でないとした場合において同条又は同項の規定により決定されるべき」に改める。

議案第 94 号

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料等について消費税及び地方消費税を適切に転嫁するためである。

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「算出した額(」を「算出した額の合計額(当該額に)」に改める。

別表のうち、1 施設使用料・利用料金(市民会館)の表中「12,500」を「12,857」に、「20,000」を「20,571」に、「32,500」を「33,428」に、「40,000」を「41,142」に、「52,500」を「53,999」に、「15,000」を「15,428」に、「24,000」を「24,685」に、「39,000」を「40,113」に、「48,000」を「49,370」

「
に、「63,000」を「64,798」に、

を
」

「

に、「

を「

」

「
に、「

を「

に、「

」

「
を「

に、「5,500」を「5,656」に、
」

「1,800」を「1,851」に、「2,400」を「2,468」に、「4,200」を「4,319」に、「4,800」を「4,936」に、「6,600」を「6,787」に、「5,000」を「5,142」

「
に、「

を「

に、「10,000」
」

を「１０，２８５」に、「１４，５００」を「１４，９１３」に、「１９，５００」を「２０，０５６」に、「２４，５００」を「２５，１９８」に、「６，５００」を「６，６８５」に、「１１，５００」を「１１，８２８」に、「１２，０００」を「１２，３４２」に、「１８，０００」を「１８，５１３」に、「２３，５００」を「２４，１７０」に、「３０，０００」を「３０，８５５」に改める。

別表のうち、２ 施設使用料・利用料金（公民館）の表中「７５０」を「７７１」に、

を

に、「１，０５０」を「１，０８０」に、「４５０」を「４６２」に、「１５０」を「１５４」に、「１，２５０」を「１，２８５」に、「１，４００」を「１，４３９」に、「６００」を「６１７」に、「２，７００」を「２，７７７」に、「３，３００」を「３，３９４」に改め、同表中備考を次のように改める。

備考 １ 施設使用料・利用料金（市民会館）の表の備考の規定は、この表に準用する。

別表のうち、３ 附属設備及び備品使用料・利用料金の表中「２，１００」を「２，１６０」に、「３１５」を「３２４」に、「３，１５０」を「３，２４０」に、「１０５」を「１０８」に、「２１０」を「２１６」に、「１，０５０」を「１，０８０」に改める。

（流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条 流山市民プールの設置及び管理に関する条例（昭和４７年流山市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「別表に定める額」の次に「（当該額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

別表のうち、（１）普通使用の表中「１５０円」を「１５４円」に、
「

」を「１，５４２円」に、
「

「

5 1 円

に、「

5 0 0 円

を「

5 1 4 円

」

に改める。

別表のうち、(2) 専用使用の表中「1, 8 0 0 円」を「1, 8 5 1 円」に改める。

(流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年流山市条例第21号）の一部を次のように改める。

第14条第2項中「別表に定める額」の次に「(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表中「300円」を「308円」に改める。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正)

第4条 流山市立図書館設置等に関する条例（昭和53年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「別表第3に定める額」の次に「(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表第3中「300」を「308」に、「450」を「462」に、「1, 050」を「1, 080」に、「500」を「514」に改める。

(流山市立博物館設置等に関する条例の一部改正)

第5条 流山市立博物館設置等に関する条例（昭和54年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「367. 50円」を「378. 00円」に、「210. 00円」を「216. 00円」に、「105. 00円」を「108. 00円」に、「52. 50円」を「54. 00円」に改める。

(流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（昭和56年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「別表に定める額」の次に「(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表のうち、1 施設利用料金の表中「2, 850」を「2, 931」

に、「３，４５０」を「３，５４８」に、「６００」を「６１７」に、「１５０」を「１５４」に改める。

別表のうち、２ 附属設備利用料金の表中「３１５円」を「３２４円」に、「１０５円」を「１０８円」に改める。

（流山市下水道条例の一部改正）

第７条 流山市下水道条例（昭和６０年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「９４５．００円」を「９７２．００円」に、「１１５．５０円」を「１１８．８０円」に、「１４１．７５円」を「１４５．８０円」に、「１７３．２５円」を「１７８．２０円」に、「２０４．７５円」を「２１０．６０円」に、「２４６．７５円」を「２５３．８０円」に、「２９９．２５円」を「３０７．８０円」に改める。

（流山市行政財産使用料条例の一部改正）

第８条 流山市行政財産使用料条例（昭和６１年流山市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１００分の５」を「１００分の８」に改める。

（流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第９条 流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例（昭和６２年流山市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の５」を「１００分の８」に改める。

（流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第１０条 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成６年流山市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「３１５．００円」を「３２４．００円」に、「４２０．００円」を「４３２．００円」に、「７，３５０．００円」を「７，５６０．００円」に、「３，１５０．００円」を「３，２４０．００円」に、「１，０５０．００円」を「１，０８０．００円」に、「１５７．５円」を「１６２．００円」に、「１０５．００円」を「１０８．００円」に改める。

別表第２中「１０５．０円」を「１０８．００円」に改める。

（一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１１条 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例（平成６年流山

市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「別表第１に定める額」の次に「（同表に定めるところにより算出した額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

第１７条第１項中「別表第２に定める額」の次に「（同表に定めるところにより算出した額の合計額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

別表第１中「１０５．００円」を「１０８．００円」に、「８４．００円」を「８６．４０円」に、「５２．５０円」を「５４．００円」に、「４２．００円」を「４３．２０円」に改める。

別表第２中「１，５７５円」を「１，６２０円」に、「２，１００円」を「２，１６０円」に、「３，１５０円」を「３，２４０円」に、「３，６７５円」を「３，７８０円」に、「５，２５０円」を「５，４００円」に、「６，８２５円」を「７，０２０円」に、「２，６２５円」を「２，７００円」に、「４，７２５円」を「４，８６０円」に、「６，３００円」を「６，４８０円」に、「８，４００円」を「８，６４０円」に改める。

（流山市水道事業給水条例の一部改正）

第１２条 流山市水道事業給水条例（平成１０年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２３条中「ところにより算出した額（１円未満の端数が生じたとき）」を「基本料金と従量料金との合計額（当該額に１円未満の端数があるとき）」に改める。

別表第１中「１，００８．００円」を「１，０３６．８０円」に、「１，３９６．５０円」を「１，４３６．４０円」に、「１，７２２．００円」を「１，７７１．２０円」に、「１４．７０円」を「１５．１２円」に、「１４７．００円」を「１５１．２０円」に、「２１０．００円」を「２１６．００円」に、「３２５．５０円」を「３３４．８０円」に、「４２０．００円」を「４３２．００円」に、「４，８３５．２５円」を「４，９７３．４０円」に、「８，２１６．２５円」を「８，４５１．００円」に、「１７，８６０．５０円」を「１８，３７０．８０円」に、「４７２．５０円」を「４８６．００円」に改める。

別表第３中「１２６，０００円」を「１２９，６００円」に、

「２８３，５００円」を「２９１，６００円」に、「４６２，０００円」を「４７５，２００円」に、「１，４１７，５００円」を「１，４５８，０００円」に、「２，１００，０００円」を「２，１６０，０００円」に、「５，２５０，０００円」を「５，４００，０００円」に改める。

（流山市手数料条例の一部改正）

第１３条 流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査の項中「１１５，３５０円」を「１１８，５６０円」に、「１６６，８００円」を「１７１，４８０円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中「１１５，３５０円」を「１１８，５６０円」に、「１６６，８００円」を「１７１，４８０円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査の項中「１１５，３００円」を「１１８，５６０円」に、「１６６，８００円」を「１７１，４８０円」に改める。

（流山市占用料条例の一部改正）

第１４条 流山市占用料条例（平成１３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「１００分の５」を「１００分の８」に改める。

（流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１５条 流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成１３年流山市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「定める額」の次に「（同表に定めるところにより算出した額の合計額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

別表中「５００円」を「５１４円」に改める。

（流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の

一部改正)

第 16 条 流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年流山市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「当該使用に係る使用料」を「別表に定めるところにより算出した額の合計額(当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の使用料」に改め、同条第 2 項を削る。

別表のうち、1 施設使用料の表中「250 円」を「257 円」に、「300 円」を「308 円」に、「150 円」を「154 円」に改める。

別表のうち、2 附属設備使用料(研修室 1 を使用する場合に限る。)の表中「100 円」を「102 円」に改める。

(流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 17 条 流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例(平成 15 年流山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 150 円 」 を 「 154 円 」 に、 「 50 円 」
「 51 円 」 に、 「 100 円 」 を 「 102 円 」 に、
「 1,400 円 」 を 「 1,439 円 」 に、「 700 円 」 を 「 719 円 」
に、 「 400 円 」 を 「 411 円 」 に、「 1,500 円 」
を 「 1,542 円 」 に、「 750 円 」 を 「 771 円 」 に、「 450 円 」
を 「 462 円 」 に、「 525 円 」 を 「 540 円 」 に、「 577 円 」 を
「 593 円 」 に、「 840 円 」 を 「 864 円 」 に、「 1,050 円 」
を 「 1,080 円 」 に、「 1,150 円 」 を 「 1,182 円 」 に、
「 2,100 円 」 を 「 2,160 円 」 に、「 2,250 円 」 を
「 2,314 円 」 に改め、同表備考第 4 項中「以下「利用料金」を「以下「規定利用料金」に、「50 円の場合は、50 円」を「51 円の場合は、51 円」に改める。

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第18条 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成17年流山市条例第31号)の一部を次のとおり改正する。

第17条第2項中「別表に定める額」の次に「(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表のうち、1 施設利用料金の表中「8,400円」を「8,640円」に、「11,200円」を「11,519円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「30,100円」を「30,959円」に、「10,000円」を「10,285円」に、「13,400円」を「13,782円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「36,000円」を「37,027円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「2,800円」を「2,879円」に、「2,700円」を「2,777円」に、「7,600円」を「7,816円」に、「2,500円」を「2,571円」に、「3,300円」を「3,394円」に、「3,200円」を「3,291円」に、「9,000円」を「9,256円」に、「1,800円」を「1,851円」に、「2,400円」を「2,468円」に、「1,350円」を「1,388円」に、「900円」を「925円」に、「1,200円」を「1,234円」に、「450円」を「462円」

「
に、

を

に、「3,000」を

「3,085円」に、「) 1,000円」を「) 1,028円」に、「当たり 100円」を「当たり 102円」に改める。

別表のうち、2 附属設備利用料金の表中「1,000円」を「1,028円」に、「2,000円」を「2,057円」に、「300円」を「308円」に、「100円」を「102円」に、「200円」を「205円」に改める。

別表のうち、3 駐車場利用料金の表中「525円」を「540円」に、「100円」を「102円」に、「500円」を「510円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 軽車両及び総排気量 50cc 以下の原動機付自転車は、無料とする。

2 この表に定めるところにより算出した額の合計額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(流山市自転車駐車場条例の一部改正)

第 19 条 流山市自転車駐車場条例（平成 20 年流山市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「使用料」の次に「(当該使用料に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

第 16 条第 2 項中「定める額」の次に「(当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表第 1 中「3, 000」を「3, 085」に、「1, 500」を「1, 542」に、「6, 000」を「6, 171」に、「4, 800」を「4, 937」に、「2, 400」を「2, 468」に、「9, 600」を「9, 874」に、「5, 400」を「5, 554」に、「2, 700」を「2, 777」に、「7, 200」を「7, 405」に、「3, 600」を「3, 702」に改める。

別表第 2 中「100」を「102」に、「200」を「205」に、「1, 000」を「1, 028」に、「2, 000」を「2, 057」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

2 この条例による改正後の流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例第 19 条第 1 項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設等の使用に係る同日以後に納付される使用料又は利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る使用料又は利用料金及び同日以後の施設等の使用に係る同日前に納付される使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過

措置)

- 3 この条例による改正後の流山市民プールの設置及び管理に関する条例第14条第1項及び別表の規定は、施行日以後の市民プールの使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の市民プールの使用に係る利用料及び同日以後の市民プールの使用に係る同日前に納付される利用料については、なお従前の例による。

(流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 4 この条例による改正後の流山市福社会館の設置及び管理に関する条例第14条第2項及び別表の規定は、施行日以後の福社会館の設備の使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の福社会館の設備の使用に係る利用料及び同日以後の福社会館の設備の使用に係る同日前に納付される利用料については、なお従前の例による。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 5 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第14条第2項及び別表第3の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

(流山市立博物館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 6 この条例による改正後の流山市立博物館設置等に関する条例別表の規定は、施行日以後の期間を定めて行う特別の展示の観覧に係る同日以後に納付される観覧料について適用し、同日前の期間を定めて行う特別の展示の観覧に係る観覧料及び同日以後の期間を定めて行う特別の展示の観覧に係る同日前に納付される観覧料については、なお従前の例による。

(流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 7 この条例による改正後の流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例第16条第4項及び別表の規定は、施行日以後のセンターの施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前のセンターの施設等の使用に係る利用料金及び同日以後のセン

ターの施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

（流山市下水道条例の一部改正に係る経過措置）

- 8 この条例による改正後の流山市下水道条例別表第2の規定は、施行日以後の汚水の排除に係る汚水排除量の認定（平成26年6月1日以後のものに限る。）に係る使用料について適用し、当該認定の直前の認定までにおける汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

（流山市行政財産使用料条例の一部改正に係る経過措置）

- 9 この条例による改正後の流山市行政財産使用料条例第2条第2項の規定は、施行日以後の行政財産の使用について適用し、同日前の行政財産の使用については、なお従前の例による。

（流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 10 この条例による流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定は、施行日以後の平日夜間・休日診療所の使用について適用し、同日前の平日夜間・休日診療所の使用については、なお従前の例による。

（流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 11 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は市が行う産業廃棄物の処理（以下この項において「市の処分等」という。）に係る同日以後に納付される手数料又は処理費用について適用し、同日前の市の処分等に係る手数料又は処理費用及び同日以後の市の処分等に係る同日前に納付される手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

（一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 12 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例第9条第2項及び別表第1の規定は、施行日以後の観覧に係る同日以後に納付される観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料及び同日以後の観覧に係る同日前に納付される観覧料については、

なお従前の例による。

- 1 3 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例第17条第1項及び別表第2の規定は、施行日以後の記念館の施設の使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の記念館の施設の使用に係る利用料及び同日以後の記念館の施設の使用に係る同日前に納付される利用料については、なお従前の例による。

（流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 4 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第23条及び別表第1の規定は、平成26年6月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 1 5 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例別表第3の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

（流山市手数料条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 6 この条例による改正後の流山市手数料条例別表の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

（流山市占用料条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 7 この条例による改正後の流山市占用料条例第3条第2項の規定は、施行日以後の占用に係る同日以後に納付される占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料及び同日以後の占用に係る同日前に納付される占用料については、なお従前の例による。

（流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 8 この条例による改正後の流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例第11条第2項及び別表の規定は、施行日以後のギャラリーの使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前のギャラリーの使用に係る利用料金及び同日以後のギャラリーの使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

（流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 19 この条例による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る同日以後に納付される使用料について適用し、同日前の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料並びに同日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。

（流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 20 この条例による改正後の流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後のセンター等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日以前のセンター等の使用に係る利用料金及び同日以後のセンター等の使用に係る同日以前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

（流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 21 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項及び別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。

（流山市自転車駐車場条例の一部改正に係る経過措置）

- 22 この条例による改正後の流山市自転車駐車場条例第7条、第16条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の駐車場の使用について適用し、同日前の駐車場の使用については、なお従前の例による。

（納入通知書による納付に関する経過措置）

- 23 附則第2項（使用料に係る部分に限る。）、第9項、第11項、第17項及び第19項の規定にかかわらず、市長又は水道事業管理者の発する納入通知書により使用料、手数料、処理費用、納付金又は占用料を納付する場合は、附則第2項、第9項、第11項、第17項及び

第 19 項の規定中「納付される」とあるのは「納入通知書を発する」と読み替えて適用するものとする。

議案第 95 号

東葛中部地区総合開発事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東葛中部地区総合開発事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

東葛中部地区総合開発事務組合の共同処理する事務を変更すること及び東葛中部地区総合開発事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法290条の規定により議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、組合の共同処理する事務のうち、共同生活介護事業所の設置、管理及び運営に関する事務を共同生活援助事業所の設置、管理及び運営に関する事務に変更すること並びにこのことに伴い、規約の一部を改正することについて協議するためである。

東葛中部地区総合開発事務組合規約の一部を改正する規約

東葛中部地区総合開発事務組合規約（昭和３５年５月２日千葉県指令第１１１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「共同生活介護事業所」を「共同生活援助事業所」に改める。

附 則

この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第 96 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市民総合体育館建設工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 4,989,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市中央区弁天一丁目15番1号
株式会社フジタ 東関東支店
支店長 小林 卓司 |

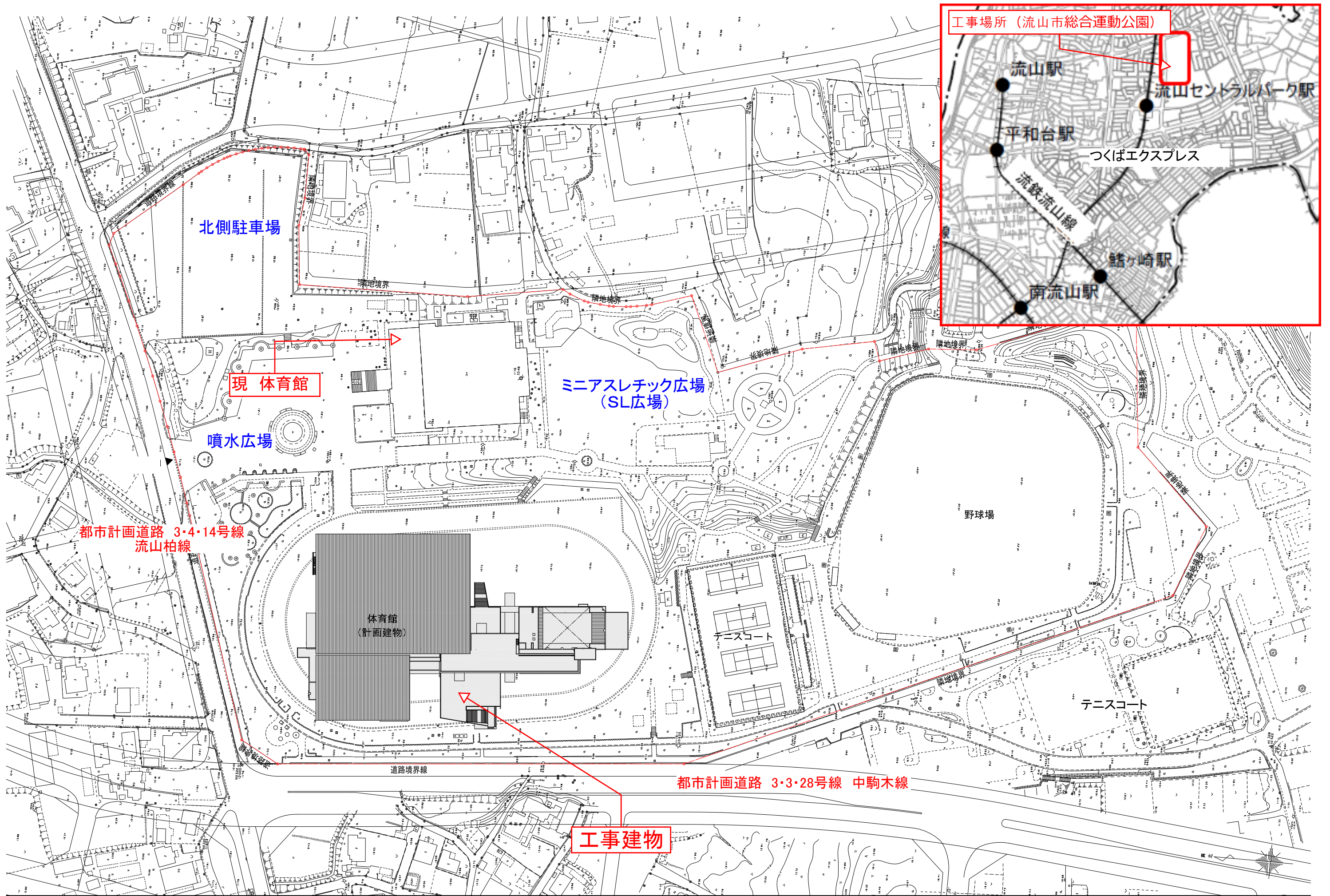
参考資料

市民総合体育館建設工事概要

- 1 工事場所 流山市野々下1丁目40番地の1ほか
- 2 概要
 - (1) 工事概要 給排水衛生空気調和設備、電気設備を含む建築一式工事
 - (2) 用途 体育館・観覧場
 - (3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上3階建て
 - (4) 延べ床面積 10,540.70㎡
 - (5) 主要室 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から720日間
- 4 設計 東京都文京区白山三丁目1番8号
株式会社I N A新建築研究所
- 5 施工 千葉県千葉市中央区弁天一丁目15番1号
株式会社フジタ 東関東支店
支店長 小林 卓司
- 6 工事費 4,989,600,000円

業 者 経 歴 表

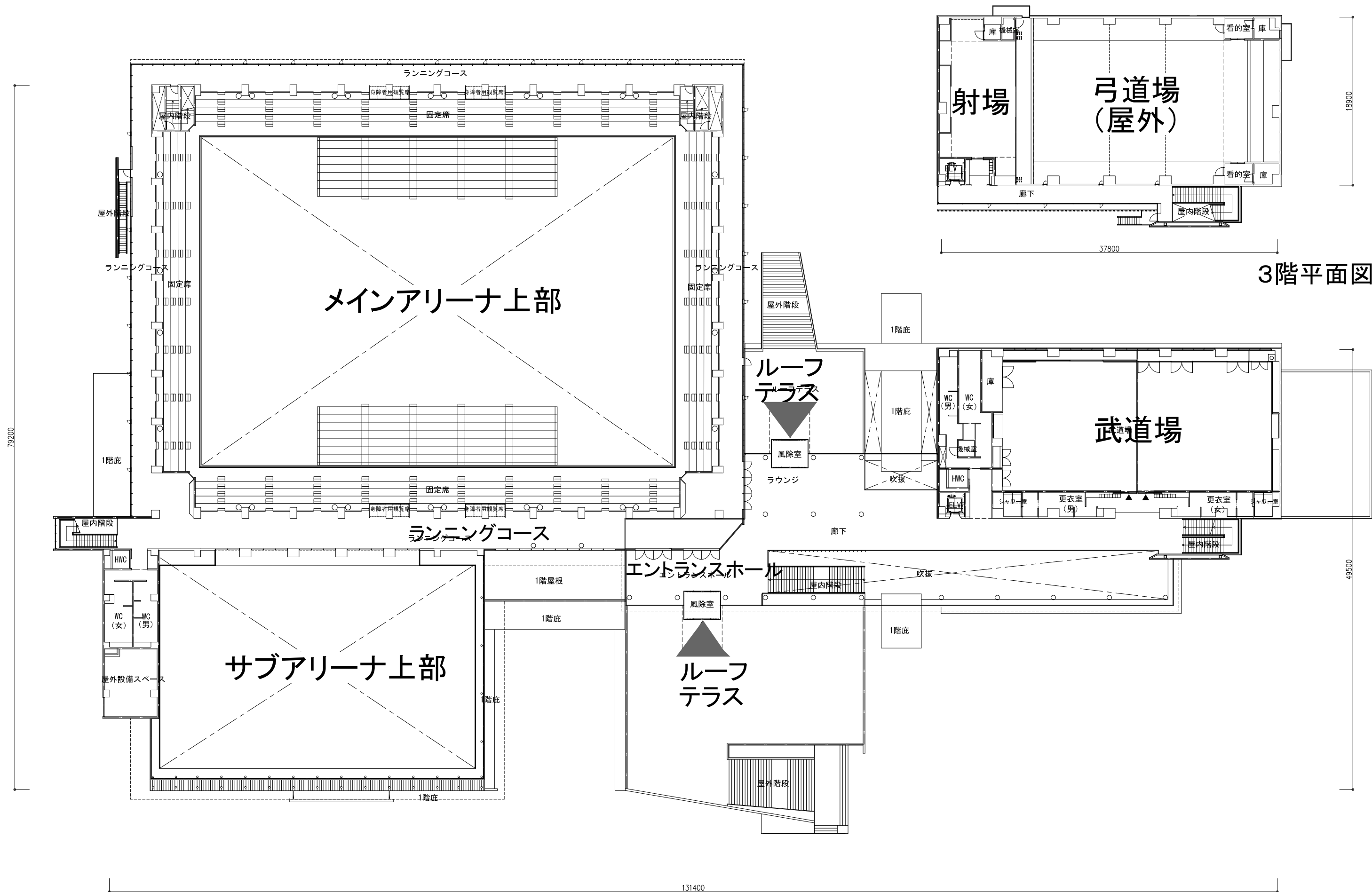
会 社 名	株式会社フジタ			
自 己 資 本 の 額	25,932,000千円			
所 在 地	本 社	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号		
	東関東支店	千葉県千葉市中央区弁天一丁目15番1号		
許 可 年 月 日	平成24年10月2日			
及 び 番 号	国土交通大臣許可（特－24） 第19796号			
営 業 種 目	土木、建築、とび・土工、屋根、電気、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、防水、内装仕上、機械器具設置、造園、水道施設			
代 表 者	代表取締役 上田 卓司			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成23年	41,343,138	172,144,629	213,487,767
	平成24年	27,725,337	138,251,286	165,976,623
	平 均	34,534,238	155,197,957	189,732,195
過去の主な工事経歴	工事名	仮称大田区総合体育館改築工事		
	発注者	東京都大田区		
	工事金額	金 5,348,847,000円		
	工期	平成21年6月16日～平成24年3月16日		
	受注形態	JV（代表）		
	工事名	都立産業技術研究センター(仮称)（20）新築工事（その2）		
	発注者	東京都財務局		
	工事金額	金 4,455,134,250円		
	工期	平成20年12月8日～平成23年6月30日		
	受注形態	元請		
	工事名	国立精神・神経センター病棟更新新築等整備工事（建築）		
	発注者	厚生労働省国立精神・神経センター		
	工事金額	金 4,881,450,000円		
	工期	平成20年12月25日～平成23年3月31日		
	受注形態	元請		
	工事名	（仮称）西浅草3丁目計画新築工事		
	発注者	三菱地所レジデンス(株)		
	工事金額	金 17,227,245,000円		
	工期	平成21年9月1日～平成24年3月23日		
	受注形態	元請		



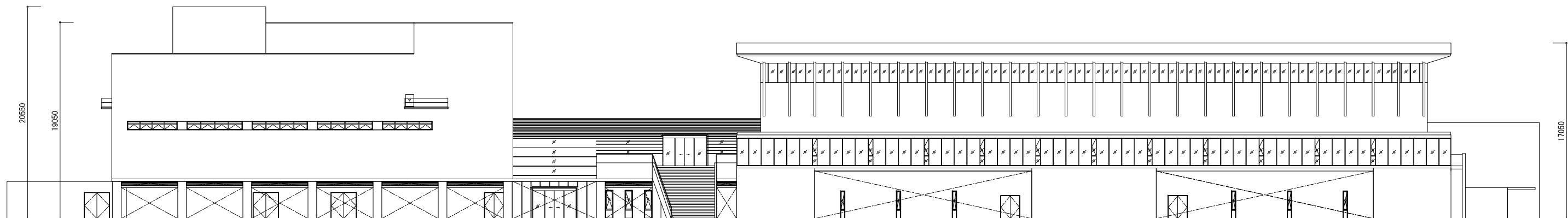
位置図兼配置図



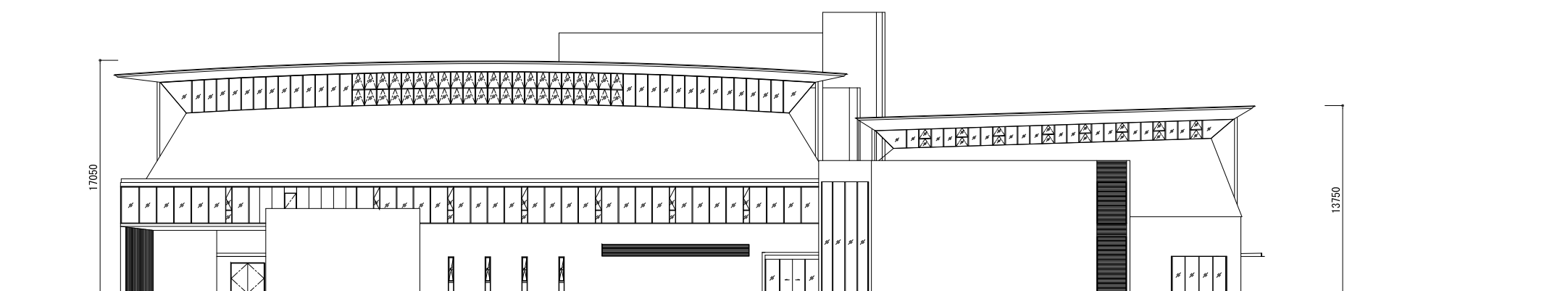
1階平面図



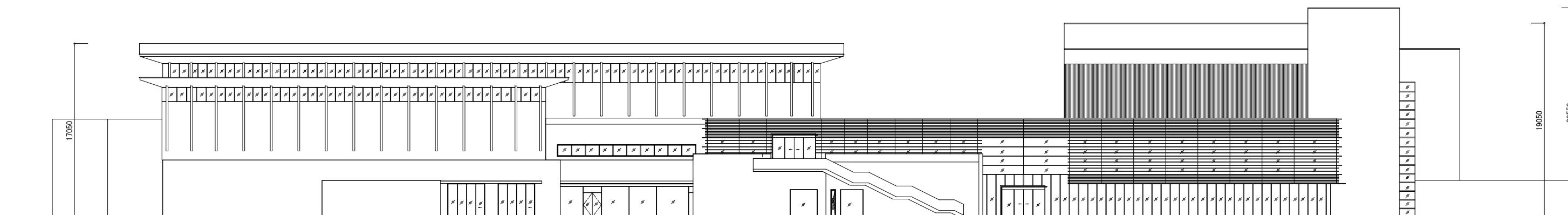
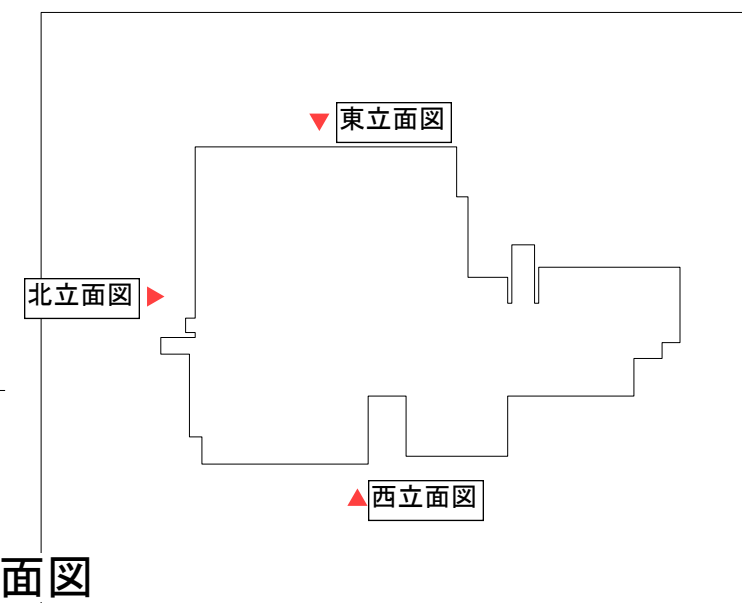
2階平面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

議案第 97 号

財産の取得の変更について

市は、平成25年流山市議会第3回定例会で議決を経た財産の取得を次のとおり変更する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 (変更前) 流山市大字鰯ヶ崎1036番16ほか
38筆

(変更後) 流山市大字鰯ヶ崎1036番16ほか
40筆

(変更による増加筆数) 2筆

(3) 面 積 (変更前) 10, 123.20平方メートル

(変更後) 11, 076.38平方メートル

(変更による増加面積) 953.18平方メートル

2 取得目的 (仮称) 鰯ヶ崎地区緑地用地の取得

3 取得金額 (変更前) 462, 569, 519円

(変更後) 514, 948, 949円

(変更による増加金額) 52, 379, 430円

4 取得の相手方 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市土地開発公社

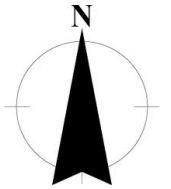
理事長 石原 重雄

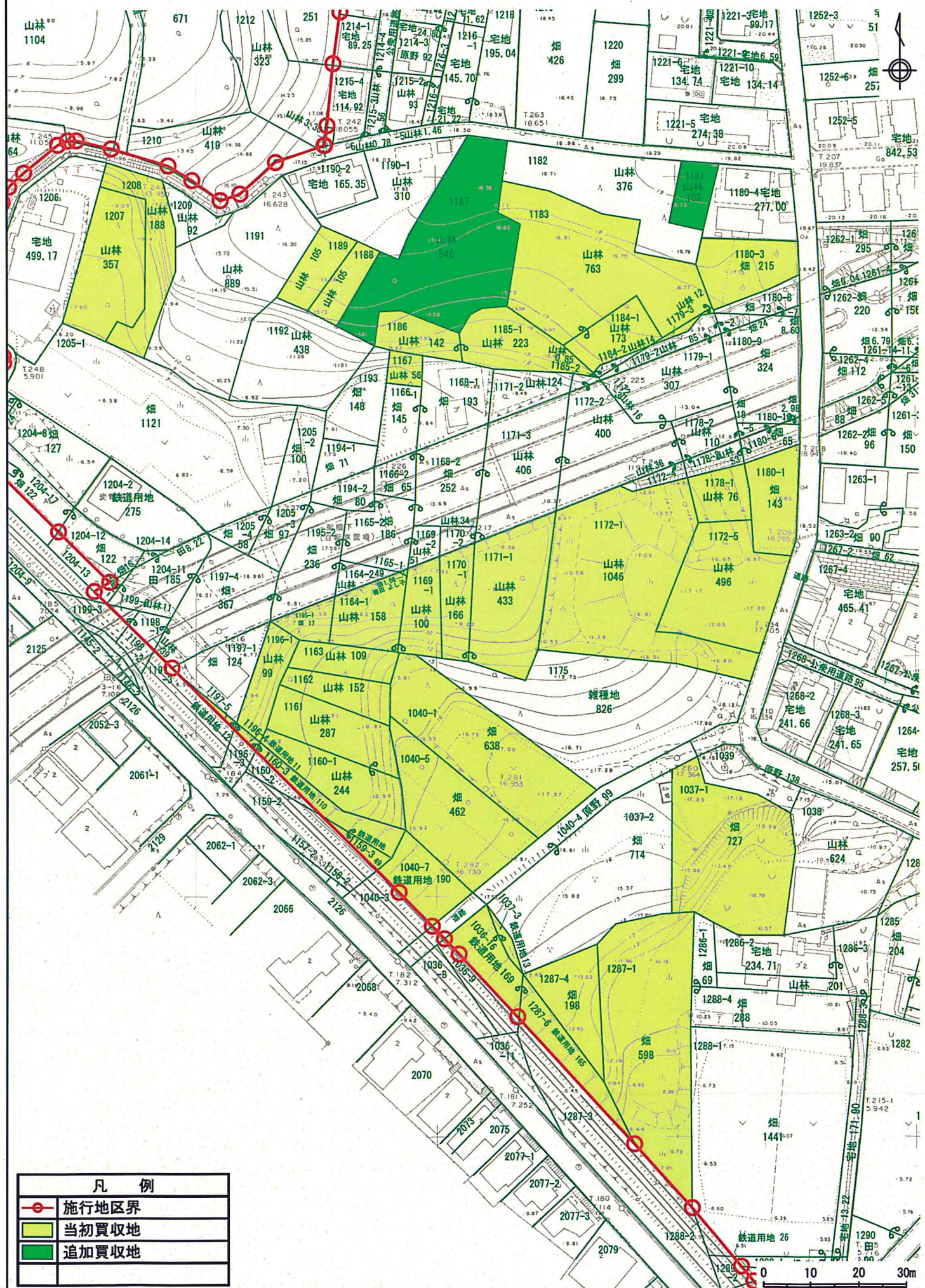
参考資料

土 地 目 録

番号	所在	地目	地積（平方メートル）
1	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1036番16	鉄道用地	167.49
2	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1037番1	畑	734.81
3	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1040番1	畑	648.64
4	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1040番7	鉄道用地	188.96
5	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1160番3	鉄道用地	108.70
6	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1164番1	山林	197.39
7	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1165番1	畑	1.59
8	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1169番1	山林	156.90
9	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1170番1	山林	167.04
10	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1171番1	山林	449.31
11	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1172番1	山林	1,041.87
12	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1172番5	山林	496.35
13	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1180番1	畑	209.00
14	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1183番	山林	807.56
15	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1185番1	山林	231.96
16	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1186番	山林	142.23
17	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1188番	山林	105.30
18	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1189番	山林	122.93
19	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1195番1	畑	73.33
20	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1196番1	山林	143.28
21	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1196番4	鉄道用地	10.50
22	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1207番	山林	424.06
23	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1208番	山林	227.61
24	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1287番6	鉄道用地	164.09
25	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1040番5	畑	481.73
26	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1160番1	山林	252.06
27	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1161番	山林	290.01
28	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1162番	山林	155.59
29	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1163番	山林	114.91
30	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1180番3	畑	234.26
31	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1184番1	山林	173.91
32	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1179番3	山林	12.11
33	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1287番1	畑	896.27
34	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰台1037番3	鉄道用地	13.45
35	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1159番3	鉄道用地	50.48
36	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1197番5	鉄道用地	12.23
37	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1167番	山林	56.25
38	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1178番1	山林	125.93
39	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1287番4	畑	233.11
計			10,123.20
追加分	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1181番	山林	103.73
追加分	流山市鰯ヶ崎字塚ノ腰1187番	山林	849.45
計			953.18
合計			11,076.38

案内図





議案第 100 号

流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 小学校を新設し、当該小学校の名称及び位置を定めるためである。

流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例

流山市立小学校設置条例（昭和 3 9 年流山市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

流山市立おおたかの森小学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1
---------------	--------------------

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 101 号

流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 中学校を新設し、当該中学校の名称及び位置を定めるためである。

流山市立中学校設置条例の一部を改正する条例

流山市立中学校設置条例（昭和 3 9 年流山市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

流山市立おおたかの森中学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1
---------------	--------------------

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 102 号

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流山市柔道場の利
用料について消費税及び地方消費税を適切に転嫁し、並びに流
山市柔道場の位置の表示を改めるためである。

流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（平成８年流山市条例第
１３号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「流山市流山９６５番地の１」を「流山市流山９６５番
地の１４」に改める。

第１１条第１項中「別表に定める額」に次に「（同表に定めるところ
により算出した額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨
てた額）」を加える。

別表中「２００円」を「２０５円」に、「４００円」を「４１１円」
に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第３条の
改正規定は、公布の日からから施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市柔道場の設置及び管理に関する条例
第１１条第１項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の柔道場
の使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の
柔道場の使用に係る利用料及び同日以後の柔道場の使用に係る同日前
に納付される利用料については、なお従前の例による。

議案第 103 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部
- (2) 流山市北部高齢者趣味の家
- (3) 流山市東部高齢者趣味の家
- (4) 流山市南部高齢者趣味の家

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター
会長 紅谷 幸夫

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 104 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）江戸川台第2学童クラブ

（2）江戸川台第3学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 105 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

第2 おおたかの森ルーム

2 指定管理者となる団体

流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ201号室

NPO法人でんでんむし

理事長 小沼 みはる

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 106 号

指定管理者の指定等について

学童クラブの施設拡張に係る管理運営の内容の変更に伴い、指定管理者の指定の期間（平成23年12月16日議決）を変更するとともに、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 指定管理者の指定期間の変更

（1）管理を行わせている公の施設の名称

おおぞら学童

（2）指定管理者

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 池田 徹

（3）指定の期間

変更前 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

変更後 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

2 指定管理者の指定

（1）管理を行わせる公の施設の名称

おおぞら学童

（2）指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 池田 徹

（3）指定の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 107 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市総合運動公園市民総合体育館
- (2) 流山市総合運動公園庭球場
- (3) 流山市総合運動公園野球場
- (4) 江戸川河川敷緑地
- (5) 流山市民プール
- (6) 北部市民プール
- (7) 東部市民プール
- (8) 流山市北部柔道場
- (9) 流山市南部柔道場

2 指定管理者となる団体

流山市大字上貝塚204番地 池田方

流山市体育協会

会長 池田 隆吉

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第 108 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市北部公民館

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人流山市シルバー人材センター

会長 紅谷 幸夫

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 109 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市東部公民館

2 指定管理者となる団体

流山市美原4丁目215番地の3

NPO法人コミュネット流山

理事長 堂下 延代

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 114 号

流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
流山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、都市公園における
使用料、利用料及び占用料について消費税及び地方消費税を適
切に転嫁し、並びに流山市総合運動公園陸上競技場及び陸上競
技場夜間照明施設を廃止するためである。

流山市都市公園条例の一部を改正する条例

流山市都市公園条例（昭和５４年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「１００分の５」を「１００分の８」に、「（１０円未満）」を「）（１０円未満）」に、「切り捨てた額）」を「切り捨てた額」に改め、同条第３項中「１００分の５」を「１００分の８」に、「（１０円未満）」を「）（１０円未満）」に、「切り捨てた額）」を「切り捨てた額」に改め、同条第４項中「別表第５に定める額」の次に「（同表に定めるところにより算出した額の合計額に１０円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

別表第１のうち、１ 屋外施設の表流山市総合運動公園の項陸上競技場、陸上競技場夜間照明施設の目を削る。

別表第２中「１０５．００円」を「１０８．００円」に、「３１．５０円」を「３２．４０円」に、「１，０５０．００円」を「１，０８０．００円」に、「１０．５０円」を「１０．８０円」に、「１．０５円」を「１．０８円」に改める。

別表第５のうち、１ 屋外施設利用料の表中「２６２円」を「２７０

円」に、

休日
５２５円

を

休日
５４０円

に、「７８７円」を「８１０円」

に、「１，５７５円」を「１，６２０円」に、「１５７円」を「１６２

円に、「３１５円」を「３２４円」に、

平日
５２５円

を

平日
５４０円

に、

休日
１，０５０円

を

休日
１，０８０円

に、「７，８７５円」を

「８，１００円」に、「２１０円」を「２１６円」に、

「

一般
5 2 5 円

」を「

一般
5 4 0 円

」に、「8 4 0 円」

を「8 6 4 円」に改め、同表陸上競技場の項及び陸上競技場夜間照明施設の項を削り、

「

大型バス（乗車定員 3 0 人以上）
1 , 0 5 0 円

」を「

大型バス（乗車定員 3 0 人以上）
1 , 0 8 0 円

」に、

「

マイクロバス（乗車定員 1 1 人以上 3 0 人未満）
5 2 5 円

」を「

マイクロバス（乗車定員 1 1 人以上 3 0 人未満）
5 4 0 円

」に改め、

同表備考 5 中「、庭球場夜間照明施設及び陸上競技場夜間照明施設」を「及び庭球場夜間照明施設」に改め、同表備考 6 を削り、同表備考 7 を同表備考 6 とする。

別表第 5 のうち、2 屋内施設等利用料の表中「7 0 0 円」を「7 1 9 円」に、「2 , 2 0 0 円」を「2 , 2 6 2 円」に、「3 , 6 5 0 円」を「3 , 7 5 4 円」に、「7 , 5 0 0 円」を「7 , 7 1 4 円」に、「2 8 , 3 5 0 円」を「2 9 , 1 6 0 円」に、「2 0 0 円」を「2 0 5 円」に、「4 0 0 円」を「4 1 1 円」に、「2 5 0 円」を「2 5 7 円」に、「5 5 0 円」を「5 6 5 円」に、「3 0 0 円」を「3 0 8 円」に、「1 0 0 円」を「1 0 2 円」に、「1 5 0 円」を「1 5 4 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定及び別表第 5 のうち、1 屋外施設利用料の表の改正規定（陸上競技場の項及び陸上競技場夜間照明施設の項を削る改正規定並びに同表備考の改正規定に限る。）は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行

する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市都市公園条例第17条第2項、第3項及び第4項、別表第2、別表第5のうち、1 屋外施設利用料の表並びに別表第5のうち、屋内施設等利用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設等の使用又は都市公園の使用若しくは占用に係る同日以後に納付される使用料、利用料又は占用料について適用し、同日前の有料公園施設等の使用又は都市公園の使用若しくは占用に係る使用料、利用料又は占用料及び同日以後の有料公園施設等の使用又は都市公園の使用若しくは占用に係る同日前に納付される使用料、利用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長の発する納入通知書により使用料又は占用料を納付する場合は、前項の規定中「納付される」とあるのは「納入通知書を発する」と読み替えて適用するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前の流山市総合運動公園の陸上競技場及び陸上競技場夜間照明施設の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

議案第 116 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	0 3 2 6 5	東深井区画 2 6 5 号線	東深井字宿東 6 8 番 1 3	
			同 所同 番 1 2	
2	0 3 2 6 6	東深井区画 2 6 6 号線	東深井字宿西 2 0 番 2 4	
			同 所同 番 5	
3	2 0 0 1 7	上新宿区画 1 7 号線	上新宿字宿後 3 1 7 番 3 4	
			同 所同 番 3 5	
4	2 0 5 0 1	上新宿 1 号歩行者専用道 路	上新宿字宿後 3 1 7 番 2 7	
			同 所同 番 2 6	
5	3 6 0 4 7	美田区画 4 7 号線	美田 2 0 7 番 3 8	
			同所同 番 4 2	
6	8 1 0 9 4	鰭ヶ崎区画 9 4 号線	鰭ヶ崎字塚ノ腰台 2 0 0 8 番 3	
			同 所 2 0 0 5 番 1 3	
7	4 9 0 1 9	流山 8 丁目区画 1 9 号線	流山 7 丁目 6 1 2 番 3	
			流山 8 丁目 1 3 2 0 番 1 9	
8	4 9 0 2 0	流山 8 丁目区画 2 0 号線	流山 8 丁目 1 3 2 0 番 9	
			同 所同 番 3 2	
9	8 4 0 7 9	向小金区画 7 9 号線	向小金 2 丁目 2 6 1 番 2	
			同 所同 番 4	

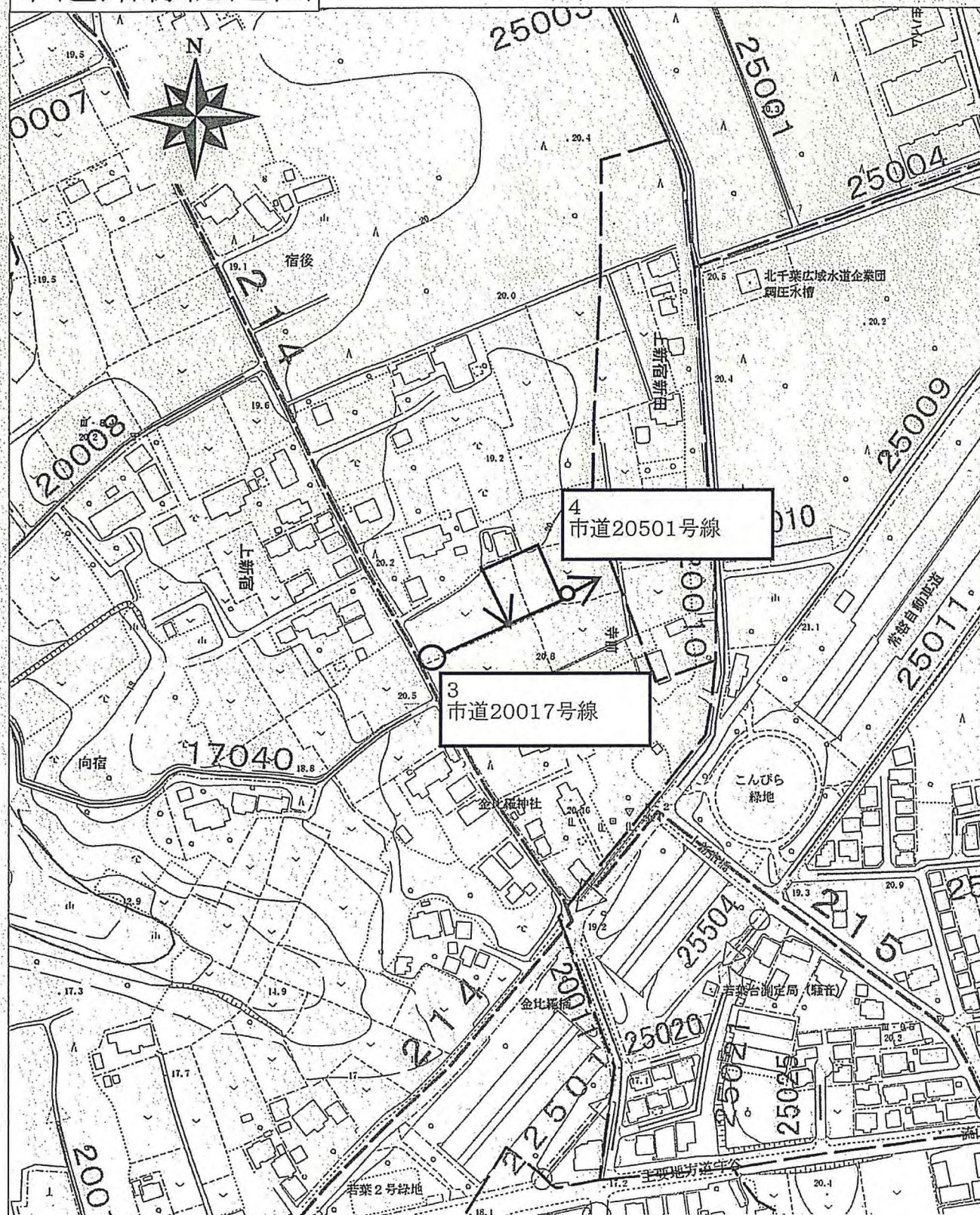
整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	03265	東深井区画265号線	47.80m	— m	47.80m	5.00~9.00m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	03266	東深井区画266号線	33.16m	— m	33.16m	5.51~9.01m

市道路線認定図



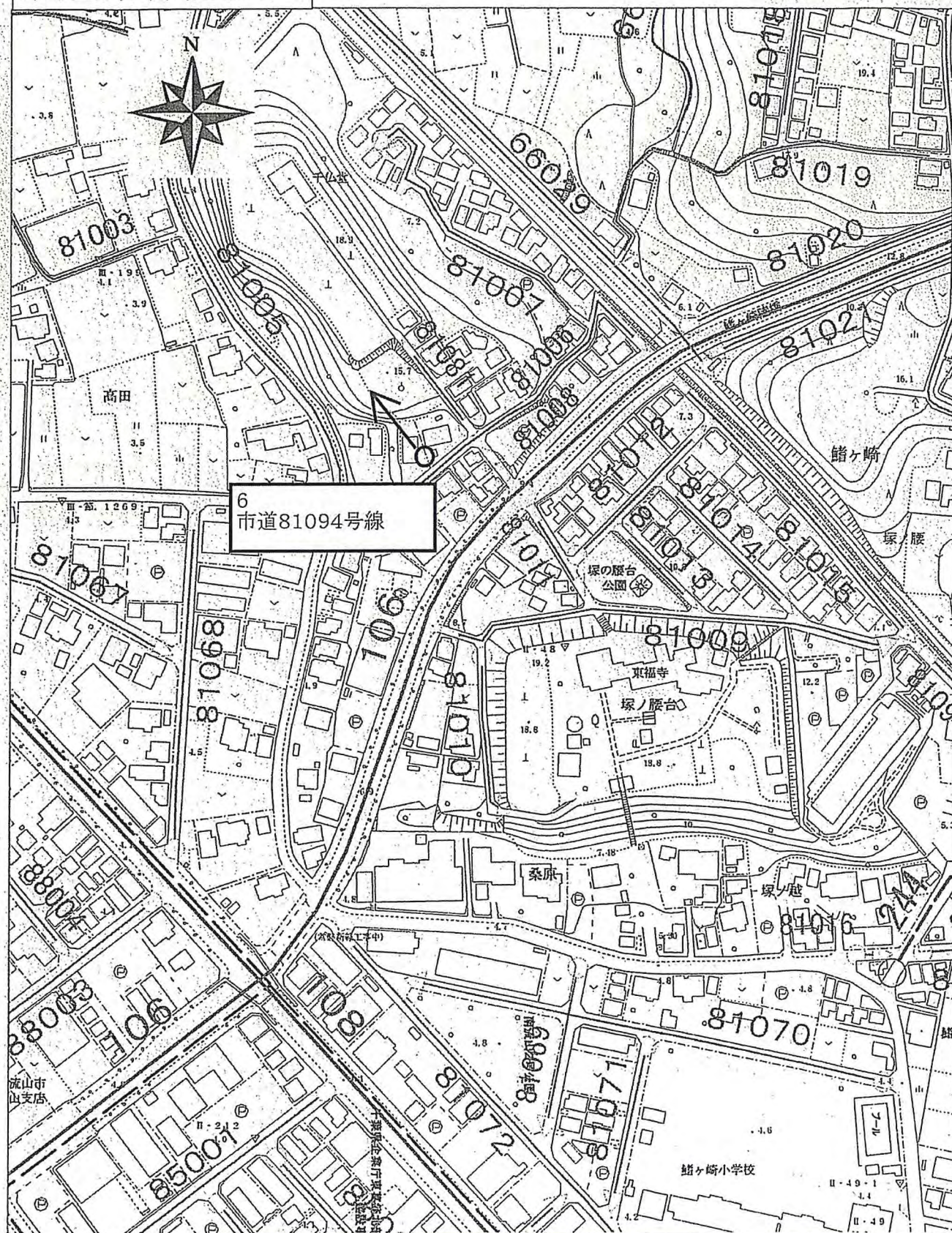
整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
3	20017	上新宿区画17号線	132.64m	— m	132.64m	6.00~6.00m
4	20501	上新宿1号歩行者専用道路	9.31m	— m	9.31m	2.01~2.01m

市道路線認定図

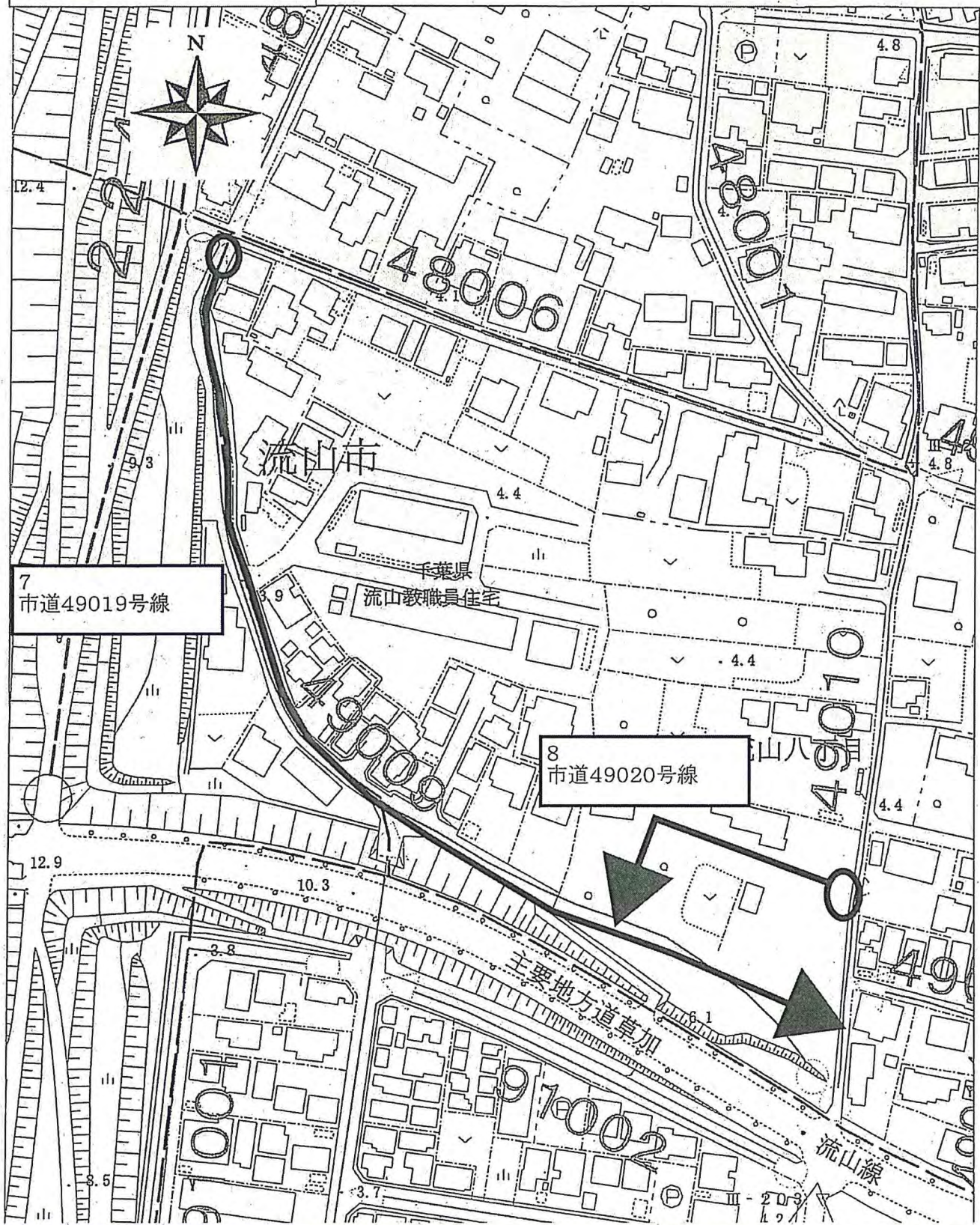


整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	36047	美田区画47号線	38.7m	— m	38.7m	5.01~12.02m

市道路線認定図



市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
7	49019	流山8丁目区画19号線	332.73	— m	332.73	4.37~8.57m
8	49020	流山8丁目区画20号線	67.74	— m	67.74	5.01~5.01m

整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (图上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
9	84079	向小金区画79号線	190.24m	— m	190.24m	4.00~4.41m

議案第 117 号

市道路線の廃止について

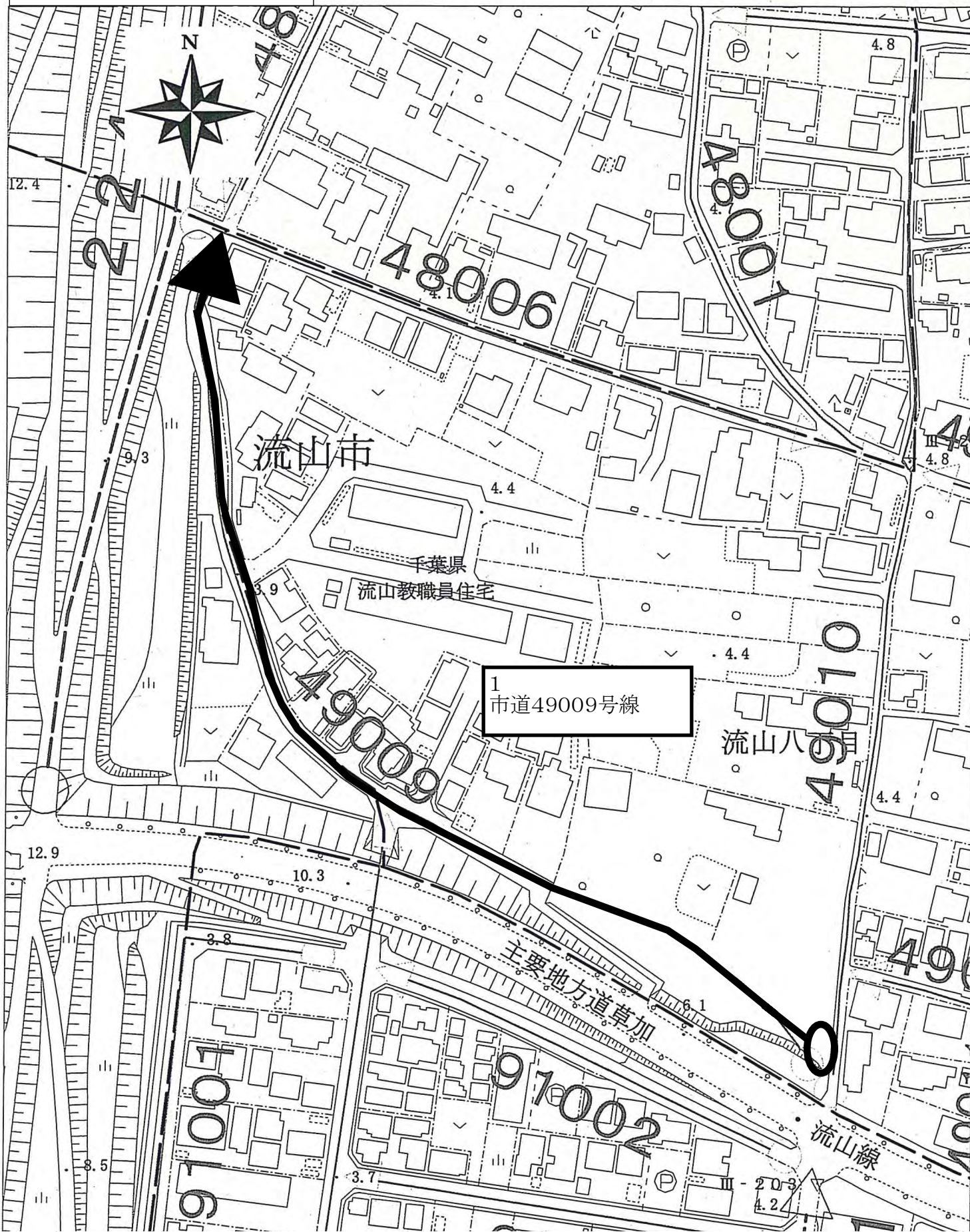
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

平成25年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	4 9 0 0 9	流山 8 丁目区画 9 号線	流山 8 丁目 1 3 2 0 番 1	
			流山 7 丁目 6 1 2 番 3	

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路線名	参考事項 (図上測定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	49009	流山8丁目区画9号線	342.97	— m	342.97	4.33~9.06m

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 9 月 13 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 市民生活部防災危機管理課職員の運転する公用車が相手方自動車と衝突したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 25 年 3 月 26 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市流山 6 丁目 682 番地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○
○○○○○
使用者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 9 月 13 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 191,456 円のうち、57,437 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 57,437 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 10 月 2 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 都市整備部みどりの課職員の運転する公用車が
ネットフェンスに接触したことによる当該ネッ
トフェンスの物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 25 年 6 月 10 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 10 月 2 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 61,950 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 10 月 15 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 総合政策部秘書広報課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が駐車場入口部分のポールに接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 25 年 8 月 1 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市東初石 6 丁目 181 番 76 地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 10 月 15 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 179,930 円 |

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 財政部資産税課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が発進時に民家の玄関アプローチに接触し、タイルを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成２５年９月９日 |
| 3 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２５年１０月１５日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ４１，０００円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 11 月 8 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 財政部資産税課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が後進中に民家の樹木に衝突したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 25 年 7 月 19 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市大字上新宿 324 番地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 11 月 8 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 77,332 円 |

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月28日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年１０月８日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 西初石中学校の体育館の窓ガラスがバスケットボールの遠投により割れて、公用車（市が賃借している自動車）の上に落下したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成２５年６月２４日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市西初石４丁目４５５番１地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港５７番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２５年１０月８日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ６５，５９８円 |